別紙１

　　年　　月　　日

**誓　約　書**

杉戸町長　様

住　　　所

氏　　　名

電話番号

杉戸町さくらねこ無料不妊手術チケット(どうぶつ基金行政枠)の申請にあたり、次の事項について誓約します。

１　公益財団法人どうぶつ基金の「行政枠さくらねこＴＮＲ事業　協働登録申請書　改訂版」の同意事項（以下、「同意事項」という。）及び「杉戸町さくらねこ無料不妊手術チケット（どうぶつ基金行政枠）利用取扱要領」を遵守します。

２　申請者またはＴＮＲ協力者の中に、日常的に地域猫活動を行うことができる町内在住者が１人以上います。

３　町内に生息する猫のみを対象とし、誤って飼い猫に不妊手術を行うことがないよう地域住民に周知を図り、野良猫と判断できたものだけを保護します。

４　「同意事項」３により、チケット及びチケットの使用権の譲渡、転売、再々配分、チケットの利用を条件にした手術費用や寄付の請求、ＴＮＲの代行費用（捕獲費、運搬費など）の請求及びこれらに準じた行為は行いません。

５　希望通りの枚数のチケットが交付されないことがあることを理解し、異議を申し立てません。

６　不妊手術の際には猫の耳先をＶ字カットすることに同意します。また、耳先にＶ字カットが入った猫は不妊手術済みであることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫がこの場所で一生を全うするまで見届けてもらうよう理解普及に努めます。

７　不妊手術終了後は、速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式第４号）を提出し、利用しなかったチケットは返却します。

８　チケットの利用にあたり問題が生じた場合は、責任をもって対応します。当事者間で問題解決を図り、また、本事業に関連して生じた事故又は係争等について、町は責任を負わないことを了承します。また、チケットの交付によって、猫の不妊手術ができることを町が保証するものではないことを了承します。

９　不妊手術終了後も、地域猫として地域住民や地域猫活動者と連携して適正に管理します。

餌は時間と場所と対象の猫を決めて、必要な量だけ与え、置き餌（餌の放置）はせず、給餌中は見守り、給餌後はすぐに片づけます。

猫のトイレを設置し、排せつ物の回収・清掃を行い、周辺の清潔を維持します。

10　運営するウェブサイトやＳＮＳ等に本事業について「同意事項」５の定型文およびハイパーリンクを掲載します。

11　以上のことが守られず、利用方法が著しく不適当と認められた場合は、チケット交付決定の取消し、又は返還の求めに応じるとともに、次回以降交付が停止されても異議は申し立てません。